

令和6年 天草市農業委員会第11回総会議事録

令和6年11月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	7番	野中 幸廣 君
8番	平岡 敬則 君	9番	川口 明 君
10番	富崎 ますみ 君	11番	黒川 紀世子 君
12番	端田 睦子 君	13番	山並 彰一郎 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

6番 中村 三千人 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
参事	内田 富隆	書記	宮川 楓大
書記	池上 翔		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第70号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第71号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第72号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第73号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第6	議第74号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について
日程第7	議第75号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第8	議第76号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第9	議第77号	非農地証明書交付申請について
日程第10	議第78号	非農地判断について
日程第11		報告事項について

閉 会

開 会 14時30分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和6年天草市農業委員会第11回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。今年も残り一か月となり、年末は忙しくなると思います。大変だとは思いますが、それぞれの活動に励んでいただければと思います。12月上旬にはブロック別研修会を3日間にかけて開催します。農地利用最適化推進委員の皆さんには、事務局から通知を出しましたが、農業委員の皆さんからも呼びかけをしていただければと思います。また、天草市農業委員会は、遊休農地解消部門と農業者年金部門で農業会議から表彰を受けました。2つの部門での受賞は天草市だけとのことでしたが、これは大変喜ばしいことであり、皆さんのご協力がなければ達成できなかったことだと思いますので、改めて感謝申し上げます。それと、来年の3月までに目標地図の素案を作成しなければなりません。が、その他の業務は大方順調に進んでいるとのことでしたので、そちらも予定どおり進めていただきたいと思います。本日は3条が9件、4条が4件、5条が13件、利用権設定が15件、非農地通知が11件、農振除外が6件、農振編入が3件の合計61件です。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、6番の中村委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、7番野中委員、8番平岡委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第70号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。亀場町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、亀場町の田と畑4,196㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には苦瓜と野菜及びみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。苦瓜を栽培されており、みかんの木が数本植えてありました。経営を引き継ぐとのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。牛深町の譲受人は、奈良県の譲渡人より、牛深町の畑122㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。先日、現地確認を行いました。現地は住宅に囲まれた狭い農地で、すぐにでも耕作ができる状態でした。自給的農業を行うために取得されることですので、特段問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田669㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地

には飼料稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。11月17日に松本推進委員と現地確認を行いました。圃場整備がなされている農地で、以前から譲受人が借りて耕作されているとのことでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。河浦町の譲受人は、佐賀県の譲渡人より、河浦町の畑23㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。先日、現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は兄弟です。譲受人が近くに住んでおられて農地の管理もされておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。河浦町の譲受人は、長崎市の譲渡人外1名より、河浦町の田2,720㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。次が現地の航

空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。11月25日に現地確認を行いました。耕作されている形跡があり、草刈りもしてありました。周辺の農地も譲受人が耕作されているとのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番について説明します。上天草市の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑1,996㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはさつまいもと野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山田推進委員と現地確認を行いました。空き家とセットで農地を購入され、さつまいもと野菜を作られるとのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田792㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した

県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。11月20日に小松山推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、以前から譲受人が借りて耕作されていました。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。8番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田961㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはぶどうを栽培される計画です。また、写真では少し荒れておりますが、許可後に利用形状変更届を提出され、1メートル程度盛土してぶどう畑として利用されることを確認しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。11月23日に馬場推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。申請地の周辺は近年耕作放棄地のような状態になりつつあるので、営農していただくことは非常に良いことだと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 9番について説明します。新和町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、新和町の畑487㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。また、本日、中村委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。11月20日に現地確認を行いました。申請地は譲受人の自宅の隣に位置しており、現在も譲受人が耕作されています。特に問題はないと思いますのでご審議の程お願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第71号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑241㎡を駐車場及び物置に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自家用駐車場及び物置が不足しているため、駐車場2台、物置1棟として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。住宅に囲まれている農地で、物置と駐車場に転用されるとのことでした。周辺農地への影響もなく、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。申請者は志柿町の個人で、志柿町の田と畑 844.40㎡を駐車場、通路、物置に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用と来客用の駐車場が不足していることに加え、譲受人が営む店舗移転に伴う業者用駐車場及び材料保管用の倉庫が必要なため、自家用駐車場2台、来客用駐車場2台、業者用駐車場2台、物置1棟、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、一部造成済みのため、始末書が提出されており、関連する内容として、5条でも申請が提出されておりますので、後ほど説明致します。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○11番(黒川紀世子君) 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。申請地周辺は住宅化が進んでおります。農地としては活用できない場所でしたので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 3番について説明します。申請者は本渡町の個人で、本渡町の畑 2,173㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航

空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難であったため、杉 40 本を既に植林しております。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。始末書にありますとおり、昭和 45 年に植林されているそうです。かなり前に植林されており、現在まで周囲に影響はありませんでしたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 5 ページをご覧ください。4 番について説明します。申請者は佐賀県の個人で、河浦町の畑 389 m²を個人住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、当時の住まいが手狭で不便であったため、住宅 1 棟、物置 1 棟、駐車場 1 台、庭、通路として利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。11 月 25 日に現地確認を行いました。申請者の方は佐賀県にお住まいですが、定期的に天草に帰ってこられて管理をされているそうです。始末書も出ており、許可が必要なことを知らなかったとのことでした。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第72号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場の個人で、亀場町の田4.96㎡を贈与により取得し、ゴミステーションへ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、地区で利用するゴミステーションとして利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。譲受人はこの地区の〇〇をされている方ですが、地区で利用するゴミステーションを〇〇が取得するような申請は可能なのでしょうか。

○事務局（上原和之君） 本来、認可地縁団体である区としての取得が望ましいですが、まずは〇〇が譲り受けて、その後に区と使用貸借契約を結ぶという申請になっております。

○10番（富崎ますみ君） 分かりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田237㎡を売買により取得し、駐車場及び通路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第

2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用の駐車場が不足しているため、駐車場5台、通路として整備し利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は道路が狭く、車が通るのも大変なところです。転用者は2世帯で生活しており、駐車スペースがないとのことでしたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 3番について説明します。転用者は川原町の個人で、楠浦町の畑17㎡を売買により取得し、通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、耕作している農地へ進入するための通路が狭く、拡張したいため、通路として整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。通路を1メートルほど拡張する計画ですが、軽トラックが通過できる幅はありました。通路の先の農地は譲受人が耕作されている農地でございますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 4番について説明します。転用者は宇城市の個人で、下浦町の田と畑 2,455 m²を売買により取得し、土木建設業事業所用地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲受人が営む土木建設業で利用する事業所を申請地に移転したいため、事務所 1 棟、従業員及び来客用駐車場 5 台、大型トラック用駐車場 8 台、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日現地確認を行いました。譲受人は土木建設業を営んでおられまして、今の事業所を申請地へ移転したいとのことでした。周辺は宅地化が進んでおりまして、隣接する農地もございませんので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 7 ページをご覧ください。5 番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑 174.87 m²を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当

しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認を行いました。申請地は数年前から耕作放棄地のような状態になっており、継続して営農ができないような場所です。土地を有効活用されることは良いことだと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑513㎡を売買により取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、店舗移転に伴い、店舗利用者用の駐車場が不足するため、駐車場8台、転回スペース、通路として整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認を行いました。先ほどの4条2番に関連する内容で、店舗移転に伴い来客用の駐車場が足りないため、今回の申請に至ったとのことでした。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。転用者は熊本市の個人外1名で、志柿町の田585㎡を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、天草市へ住居を移すために、戸建住宅を新築したため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認を行いました。申請地の東側の宅地は数か月前に転用許可が出た場所で、今回の申請地もすぐに転用申請が出されるだろうなと思っていました。梅の木が植えてありましたが、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の8ページをご覧ください。8番について説明します。この案件は令和6年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和6年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和6年8月に除外されたものです。転用者は本町の個人で本町の田26㎡を贈与により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、駐車場2台、庭として利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みですが、県の土改連が測量誤りにより、登記上の境界と現地の境界が異

なっており、その経緯についての顛末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、松下推進委員と現地確認を行いました。宅地部分は以前転用申請があった土地で、その申請で分筆した時の測量誤りにより土地を再度分筆して申請をする必要があるとのことでした。分筆を行った事業者である土改連からの顛末書も出ておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 9番について説明します。転用者は本町の個人外1名で、本町の田と畑492.8㎡を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在アパート住まいで戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、松下推進委員と現地確認を行いました。申請地は荒れていて何も耕作されていない状態でした。分筆して半分を住宅に転用されるとのことですので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、10番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 10番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑145㎡を売買により取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、店舗利用者の駐車場が不足しているため、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の16ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。譲受人が美容室を経営されておられて、来客用の駐車場が不足するとのことで、今回の申請に至ったそうです。何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 11番について説明します。転用者は瀬戸町の法人で、新和町の田1,664㎡を売買により取得し、資材置場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大宮地宮地岳線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲受人が営む事業で利用する資材置場が不足しているため、資材置場、倉庫1棟、転回スペース、通路として利用する計画です。資料③の17ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。また、本日、中村委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。11月21日に現地確認を行いました。10年以上前から資材置場として利用されております。事務局の説明どおりであり、始末書も出ておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、12番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の9ページをご覧ください。12番について説明します。転用者は佐賀県の個人で、河浦町の畑26㎡を贈与により取得し、通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅に進入するための通路として利用するため、住宅1棟、物置1棟、駐車場1台、庭、通路として利用する計画です。資料③の18ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。11月25日に現地確認を行いました。先程の4条4番の案件と関連する内容です。住宅に進入するための通路として利用されるため何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、13番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 13番について説明します。この案件は、平成27年10月に営農型太陽光として一時転用許可を受けた案件です。一時転用の期間は3年間で、3年毎に更新を行う必要があります。転用者は御船町の法人で、天草町の田749㎡のうち7㎡に使用貸借権を設定して営農型太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号

線の西側にある農地です。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、一時的な利用であり、目的を達成する上で必要であると認められる場合は、例外規定に当てはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。本日、動画の準備ができなかったため、現地の状況を写した写真により確認をお願い致します。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。土地利用計画の内容は、太陽光パネル189枚設置し、売電する計画です。太陽光パネルの下部では、えん麦を栽培する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、一時転用の期間が令和6年11月25日までであり、それまでに許可の更新ができなかった旨が記載されている始末書が提出されています。また、この案件は営農型太陽光発電設備のため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に応請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（川口明君） 9番川口です。転用面積が7㎡なのは太陽光発電施設の支柱部分が転用部分に当たるとのことでした。この案件は一時転用許可に該当し、3年毎に許可を得る必要があります。申請地にはえん麦を栽培されており、若干日が当たらない部分もありますが、発育状況に関しては、知見を有する者の意見ということで、書類を提出してもらい確認しているとのことでした。周囲の営農に関しても特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第73号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の10ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は楠浦町の個人で、楠浦町の田200㎡を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しているため、駐車場用地に転用する計画です。次が農振農用地を表している航

空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。申請者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑 331 m²を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。申請者は長崎県の個人で、有明町の田 516 m²を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第 1 種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(内田富隆君) 4番について説明します。申請者は八幡町の個人で、新和町の田340㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大宮地宮地岳線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅に転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に5番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(内田富隆君) 5番について説明します。申請者は五和町の法人で、五和町の畑168㎡を駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、既存施設を拡張する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に

6 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（内田富隆君） 6 番について説明します。申請者は五和町の個人で、五和町の田 33.69 m²を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道坂瀬川御領線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、既存施設の拡張をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地となりますが、既存施設の拡張のため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議題 74 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 11 ページをご覧ください。1 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。編入申請の計画は、環境保全型農業直接支払交付金事業を活用したため、農用地区域へ編入をするというものです。次に 2 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。編入申請の計画は、果樹経営支援対策事業を活用したため、農用地区域へ編入をするというものです。次に 3 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。編入申請の計画は、果樹経営支援対策事業を活用したため、農用地区域へ編入をするというものです。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第75号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の12ページから13ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が0件、再設定が1件、合計2件で、筆数4筆、総面積が2,958㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の20ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、議第76号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。資料②の14ページから20ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が0件、再設定が1件、更新の計画が11件、再配分の計画が1件、利用権移転の計画が0件、合計13件で、筆数45筆、総面積が66,369㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の21ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第2項の要件」を全て満たしております。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、議第77号、非農地証明書交付申請についてを議題と致しま

す。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が4件、新和地域が7件の計11件です。筆数は全体48筆、面積は117,046㎡となっております。資料③の22ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の21ページから23ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番と2番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が3番から6番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が7番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が8番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が9番から17番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が18番から27番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。こちらは全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が28番から33番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。こちらは全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が34番から35番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が36番から38番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が39番から45番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真です。こちらは全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が46番から48番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番と2番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 3番から6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 7番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 8番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 9番から17番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 18番から27番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 28番から33番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 34番と35番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 36番から38番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 39番から45番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 46番から48番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第10、議第78号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 議第78号、非農地判断についてご説明いたします。この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、倉岳町浦の農地254筆、面積が183,187.21㎡でございます。これらの農地は、去る令和6年10月16日に農業委員の山並委員と農地利用最適化推進委員の鳴川委員、事務局職員の植村・内田の計4名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農

地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました。ご意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定いたします。

○議長（本田実君） 日程第11、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の37ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条の許可不要転用届は1件、農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届は1件、変電所用地として利用したいというものでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

閉 会 16時20分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 野 中 幸 廣

署名委員 平 岡 敬 則